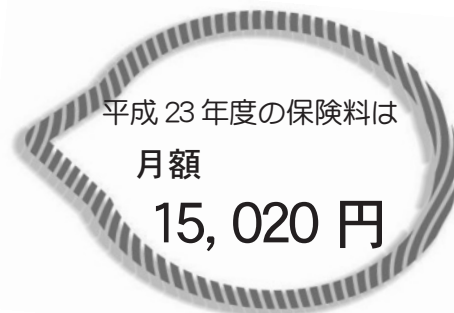


国民年金からのお知らせ

国民年金保険料納付免除制度があります

経済的な理由から保険料を納めることが困難な場合には、申請手続きによって承認されると、保険料の納付が「全額免除」または「一部納付（一部免除）」される制度があります。



第1号被保険者の免除制度

審査は申請者本人・申請者の配偶者・世帯主の前年の所得により判定されるほか、失業した場合などの理由でも免除が承認されることもあります（免除の承認期間は、7月から翌年の6月まで）。引き続き7月から免除の承認を希望される方または新たに免除を希望される方は申請が必要です（「全額免除（失業や天災等を理由とした場合を除く）」の該当者は継続申請ができます）。

学生納付特例制度

申請をし承認されると20歳以上の学生については、国民年金の保険料納付が卒業まで猶予されるというものです（ただし、毎年度申請が必要）。学生納付特例を受けるには、大学や短大専修学校など各種学校に在学する学生で、学生本人の前年の所得が一定以下であることが条件です。

若年者納付猶予制度

申請をし承認されると20歳代の第1号被保険者については、保険料の納付が猶予されるというものです。若年者納付猶予を受けるには本人とその配偶者の所得が一定以下であることが条件です。



申請手続きに必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- ・印鑑
- ・平成23年1月1日に安平町に住民登録がない方は、前住地から前年の所得証明書を取り寄せてください。
- ・学生納付特例制度の申請については、在学証明書または学生証
- ・失業などを理由にする場合は「雇用保険受給資格証」、「離職票」など

「ねんきんネット」サービスをご利用ください

◆国民年金や厚生年金など年金加入記録が一覧で確認できます！

詳しくは「ねんきんネット」で検索

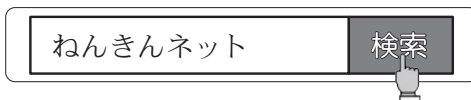
<https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/neko/>

○役場国民年金担当窓口でも確認できます

手続きに必要なもの

本人確認書類（運転免許証など）・基礎年金番号がわかるもの（年金手帳など）または照会番号がわかるもの（ねんきん定期便など）・代理申請の場合は委任状

*旧法受給者及び共済加入中の方は、本サービスはご利用いただけません。



問 合 せ

住民生活課住民生活グループ ☎ 2940
追分住民総合相談室 ☎ 2425